

## 第 26 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 8 月 26 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 6 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人  
1 番 小原孝志      2 番 小野寺昭一      3 番 鈴木英博      4 番 佐藤美頭雄  
6 番 寺崎秀子      7 番 相澤峰基      8 番 森脇豊仁      9 番 小川一也  
10 番 山崎禎彦      11 番 斉藤哲子      12 番 北村浩光      13 番 舟根 禎  
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 5 番 佐々木辰善
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13 番 舟根 禎、1 番 小原孝志
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 2 号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 別段の面積の区域指定について  
議案第 4 号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) について

10 議事録本紙

議長

これから、第 26 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、13 番委員、1 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」及び日程第 3 報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 19 番及び 20 番の 2 件の申請があり、意見しました。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 7 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 1 号で意見した更新による 2 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第 4 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 8 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認

について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は9頁、10頁をご覧ください。

番号が36番、37番の2件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、36番については、合意解約成立日と同日で引渡し、37番については3か月後の引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第5議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の所有権移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は13頁、14頁で、番号が9番の1件で所有権移転に伴う許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、売主、買主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は15頁に載せてありますのでご確認ください。

9番については、令和元年7月25日開催の第25回定例会で別段の面積の区域指定した農地に係る売買です。

申請者は[REDACTED]で、対象農地の隣の住宅の所有者となります。

申請にあたって、当日配布の緑の付箋の誓約書の提出があり、自治会組織への加入等の誓約事項について、了解をいただいております。

野菜類、イモ類等を作付けし、家庭菜園の範囲での耕作をする計画です。また、耕作に関しては町内会などの地域の方から助言、協力をお願いしたいとの考えです。

9番の農地法第3条の許可要件については、議案16頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第6議案第3号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

対象の農地については議案19頁の2番の1件1筆で、場所は20頁をご覧ください。

本日配布しました黄色の付箋の部分に現地の航空写真、2枚目に現地の写真がありますのでご覧ください。

2番については、令和元年8月14日付けで申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、「農地の集積又は集約に適さない小規模な農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

21頁に判断要件調査書により、8項目の判断要件を調査しています。

農地の集積又は集約に適さない小規模な農地であるかについては、利用調整組合に確認しています。

今回申請のある面積が1筆で440㎡、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

2番については、現在のところ、対象農地の隣地を所有する方が取得を

希望している状況です。

以上から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいかご審議していただくということですのでよろしくお願いします。

説明は以上です。

議長

はい、議案第3号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第7議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案22頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は23頁、24頁になりますのでご覧ください。

番号が3番から5番までの3件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経营地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、25頁から27頁までに記載していますのでご確認ください。

また、調査書については、28頁から30頁までに載せてありますので、ご確認願います。

この案件の5番につきましては、7番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長

まず、5番の案件から補足説明をお願いします。

7番委員

私か関係する案件ですので、退席します。

議長

5番については、申出日が令和元年7月1日で小野寺委員、寺崎委員、斉藤委員、私であっせんを開始しています。

売買価格については、皆さんとの評価の同等の価格で成立しています。

あっせん回数は4回で、8月7日に成立しています。

議長

5番の説明が終わりましたので、審議いたします。

委員 質疑ございませんか。

議長 無し。

委員 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議長 5番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 5番の案件は、認めると決定しました。

7番委員 着席

議長 3番、4番の補足説明をお願いします。

9番委員 [REDACTED]の農地ですが、2つに分けています。  
[REDACTED]の農地に隣接している場所を[REDACTED]に、今借りている[REDACTED]  
[REDACTED]のところを[REDACTED]にあっせんしました。  
[REDACTED]の方のあっせん開始が平成31年1月26日、終了が令和元年7月11日、あっせん回数が6回、田が反当200,000円、畑が反当100,000円であっせんしています。

議長 もうひとつの案件は、反当5,000円で成立しました。

委員 以上です。

議長 3番、4番の案件の説明が終わりましたので審議いたします。

委員 質疑ございませんか。

議長 無しの声

委員 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議長 3番、4番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長 それでは、32頁をご覧ください。

議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は33頁、34頁になります。

番号が2番で1件でございます。

利用権を設定する農用地は記載のとおりです。

利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。

設定する権利の内容は賃貸借で令和7年12月31日までの7年間の賃借権を設定することとなっています。

対価は記載のとおりです。

位置図は、議案35頁に載せてありますのでご覧ください。

2番については、先ほど議案第1号で議決した合意解約された農地につ

いで、離農した前借主から新借主に借り替える内容になっています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第5号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、9月25日水曜日で、去年は8時30分からとしていましたが、同じ時刻からの開催でよろしいでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第27回定例会は、9月25日月曜日、8時30分から定例会でよろしくお願ひします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の農地移動適正化あっせん申出状況について石塚から説明します。

主事 本日配布しました青の付箋をご覧ください。

今現在で22件申出があり、4件成立している状況となっています。

前回の定例会から1件申出の追加がありましたので、あっせん委員を決めていただきたいと思います。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 無しの声。

議長 22番の案件ですが、5番委員、7番委員をお願いします。

事務局長 続きまして、3の全国農業新聞の購読についてですが、ご理解いただき、購読の手続きをお願いしたく、今回の定例会の案内に購読料の支払いに係る書類を同封したところです。

ご記入いただけましたら、書類を回収させていただきます。

ご案内にあるように購読料の支払いに関する手続き完了後、購読の手続きを進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

新聞の届け先については、農業委員会名簿の住所を想定していますが、異なる場合は、お知らせ願ひします。

ご理解とご協力お願ひします。

事務局長 続きまして、4の農地の利用状況調査に係る情報収集についてですが、毎年、10月の定例会後、利用状況調査に伴う農地パトロールを実施していますが、今年度においても計画しています。

実施にあたって、事前に遊休化している農地を把握したく、情報提供お

願います。

議長

それでは、以上をもって第 26 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。